

下記の空き家等について、京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例第19条第1項の規定に基づき、緊急安全措置を実施しましたので、同条例第19条第2項の規定に基づき公告します。

令和3年4月15日

京都市長 門川 大作

1 空き家等に関する事項（登記情報による。）

- (1) 所在地 京都市中京区壬生賀陽御所町39番9
- (2) 建物所有者 富士 萬輔

2 緊急安全措置の内容

当該空き家の第三者被害予防措置

3 実施日

令和3年3月18日（木）、令和3年3月24日（水）、令和3年3月25日（木）及び令和3年3月29日（月）

（都市計画局まち再生・創造推進室）